



## 建設工事に係る設計業務等への最低制限価格を設定した一般競争入札の導入について

毛呂山町が発注する設計金額が1,000万円以上の業務のうち、建設工事に係る設計業務（複数の業務区分から構成される委託業務を含む。）は、令和6年4月1日から原則として最低制限価格を設定した制限付一般競争入札（事後審査型方式）にて請負者を決定することになりましたのでお知らせします。

なお、この最低制限価格の算出方法は以下のとおりです。

### 1. 算出方法の概要

最低制限価格（税抜）の算定にあたっては、業務の種類ごとの算定式により算出された額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とします。

業種区分	算定式
測量業務	直接測量費＋測量調査費＋諸経費×0.48
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×0.6＋諸経費×0.6
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.48
地質調査業務	直接調査費＋間接調査費×0.9＋解析等調査業務費×0.8＋諸経費×0.48
補償関係コンサルタント業務	直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費×0.45

注1 上記により算出した額が、予定価格（税込）に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格（税抜）に10分の8を乗じて得た額（測量業務の場合については、予定価格（税込）に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格（税抜）に10分の8.2を乗じて得た額。地質調査業務の場合については、予定価格（税込）に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格（税抜）に10分の8.5を乗じて得た額）を最低制限価格とし、予定価格（税込）に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格（税抜）に10分の6を乗じた額（地質調査の場合については、予定価格（税込）に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格（税抜）に3分の2を乗じた額）を最低制限価格とします。ただし、下限値である10分の6（地質調査業務の場合については、3分の2）を使用する場合には1,000円未満の端数は切り上げとします。

注2 複数の業務区分から構成される業務委託における最低制限価格は、注1により算出された額を一括合算した額とします。

注3 特別なものについては、注1にかかわらず、予定価格（税抜）に10分の6から10分の8まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで。地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で町長が定める値を乗じた額とします。

## 2. 適用日

令和6年4月1日以降に、入札公告をする案件に適用します。

担 当：毛呂山町役場 管財課 管財係

電話番号：049-295-2112（内線 541・542）

※詳細は、毛呂山町公式HPでご確認いただけます。

[総合サイト](#)>[ホーム（行政サイト）](#)>[事業者の方へ](#)> [入札・契約](#)



毛呂山町マスコットキャラクター  
もろ丸くん